

第4補給処公示第5号
令和4年 1月11日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処
調達部長 藤本 芳信

令和4年度輸入品調達における指名競争入札参加希望者募集要領

令和4年度輸入品調達における公募による指名競争入札の参加を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 調達品等の概要

第4補給処取扱品目である航空自衛隊で使用する次に係る輸入品

- (1) 火器・弾薬等（火器、弾薬並びに標的及びえい航器材の部品等）
- (2) 整備器材・部品等〔需品、車両、航空機の支援器材（標的及びえい航器材を除く。）、施設器材、化学器材及びその部品等で、市販品、公共規格品並びに米軍規格(M I L、A N、N A S等)品等〕
- (3) 油脂等化学製品〔需品、車両、航空機の支援器材、施設器材、化学器材及びその他の用途に使用する接着材、表面処理剤、塗料、潤滑油、分析用基準オイル並びにその他の化学品類で、市販品、公共規格品並びに米軍規格(M I L、A N、N A S等)品等〕

2 募集に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」

- の競争参加資格を有する者であること。又は、有する見込みの者であること。
- (3) 日本国内において、一般輸入品を取り扱える者であり、第4補給処からの調達予定品目による調査に対して年間を通して回答可能な者であること。
 - (4) 第4補給処入札及び契約心得（以下「入札及び契約心得」という。）を熟知し、第4補給処が定めた輸入品売買一般契約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。
 - (5) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について、防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (7) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。
 - (8) 輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項（以下「特約条項」という。）並びに同特約条項に付する特殊条項を適用して、契約を締結することが可能な者であること。
 - (9) 秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書を保管できる場所を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること。（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）

3 応募方法

- (1) 応募する者は、次の資料等を提出（1部）しなければならない。
 - ア 指名競争参加希望申請書（別紙様式第1）
 - イ 指名競争参加希望調査表（その1）（別紙様式第2）
 - ウ 指名競争参加希望調査表（その2）（別紙様式第3）
 - エ 指名競争参加希望会社概況表（別紙様式第4）
 - オ 競争参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
 - カ 登記簿謄本の写又は履歴事項全部証明書
 - キ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書等）

(2) 提出期限

令和4年3月4日(金) 17:00

なお、提出期限以降においても、随時受け付ける。

(3) 提出時間

08:15～12:00

13:00～17:00

ただし、土、日曜日及び祝祭日を除く。

(4) 提出先

〒350-1394

埼玉県狭山市稻荷山2-3

航空自衛隊第4補給処調達部輸入課契約班

TEL 04-2953-6131 (内線4354)

4 提出資料の審査

(1) 提出資料の提出者は、第4補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 提出資料等により、契約の円滑な履行能力について審査する。

5 審査結果の通知

審査の結果、契約の円滑な履行能力があり、指名競争に参加させることが適当と認められた者については、令和4年度指名競争参加者名簿に登載するとともに、その旨を通知する。その他の者については、非登載通知をする。

なお、登載通知後においても、提出資料の内容に虚偽の記載等が認められた場合は、登載通知を取り消す。

6 疑義の受付

(1) 登載されなかった者は、分任支出負担行為担当官に対して登載されなかった理由(以下「非登載理由等」という。)について、非登載通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に、書面をもって説明を求めることができる。

- ア 提出時間 第3項第3号に同じ。
- イ 提出場所 第3項第4号に同じ。
- ウ その他 書面は、持参又は郵送等によるものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、非登載理由等について説明を求められたときは、書面を受け取った翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 再疑義の受付

- (1) 前項第2号の説明に不服のある者は、非登載理由等に係る書面を受け取ってから7日（休日を含まない。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再疑義の申立てを行うことができる。

- ア 提出時間 第3項第3号に同じ。
- イ 提出場所 第3項第4号に同じ。
- ウ その他 書面は、持参又は郵送等によるものとする。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、再疑義の申立てをされたときは、書面を受け取った翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再疑義の申立てをした者に対して書面により回答する。

8 資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、指名競争参加者名簿を非登載とし、第4補給処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料の作成、提出並びに説明に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、原則として返却しない。
- (4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。

9 指名競争参加者名簿に登載された者の義務

- (1) 当該年度を通じて第4補給処から見積資料取得の調査及び見積価格計算書の提出を依頼された（別紙様式第5）品目については、必ず回答をすること。また、その回答については依頼文書の内容及び提出期日を厳守し、第4補給処の担当者から説明を求められた場合は、正当な理由がない限り説明を行わなければならない。
- (2) 見積価格計算書を提出した者が、複数の場合は入札等（見積合わせを含む。）、一者の場合は、随意契約の手続きに応じるため、有効期限内は当該品目を必

ず確保すること。

- (3) 指名競争の入札通知を受けた者は、入札及び契約心得を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出すること。
- (4) 指名競争参加を希望しなくなった者、応募資格を満足しない状況及び著しい経営状況の悪化があった者は、速やかに指名競争参加者名簿からの抹消申請を提出すること。
- (5) 提出された資料の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届出（様式任意）を提出すること。
- (6) 応募資格を満足しない状況が生じた場合は、指名競争参加者名簿から抹消する。また、指名競争参加者名簿に登載されていても、著しい経営状況の悪化やその他指名競争に参加させることが不適切と認められることが生じた場合は、指名競争に参加させないことがある。
- (7) 前各号の義務に違反した指名競争参加者は、第4補給処における指名競争参加を一定期間制限することがある。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

10 契約保証金

平成29年度以降、防衛省と契約履行実績を有しないもの、分任支出負担行為担当官が必要と認める場合は、契約保証金を納付させる。（履行中の契約実績を有する者は、最初に訪れる契約履行完了までの間契約保証金を納付させる。）

別紙様式第1

年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処
調達部長 殿

所在地
会社名
代表者名

指名競争参加希望申請書

当社は、第4補給処公示第 号（令和 年 月 日）に基づく指名競争に参加したく、同公示の記載内容を承諾の上、資料を添えて応募します。

記

指名競争入札参加希望の種別

- 1 火器・弾薬等の売買契約
- 2 整備器材・部品等の売買契約
- 3 油脂等化学製品の売買契約

注：希望する種別の番号に○印を付ける。

- 添付資料：1 指名競争参加希望調査表（その1）
2 指名競争参加希望調査表（その2）
3 指名競争参加希望会社概況表
4 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
5 登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書
6 財務諸表

別紙様式第2

指名競争参加希望調査表（その1）

No	資格要件	証明又は提出資料	確認
1	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。		
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の競争参加資格を有する者であること。又は、有する見込みの者であること。		
3	日本国内において、一般輸入品を取り扱える者であり、第4補給処からの調達予定品目による調査に対して年間を通して回答可能な者であること。		
4	第4補給処入札及び契約心得（以下「入札及び契約心得」という。）を熟知し、第4補給処が定めた輸入品売買一般契約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。（履行済契約書の写しを提出）		
5	防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。		
6	No5により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について、防衛省と契約を行おうとする者でないこと。		
7	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。		
8	輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項（以下「特約条項」という。）並びに同特約条項に付する特殊条項を適用して、契約を締結することが可能な者であること。		
9	秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書を保管できる場所を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること。（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）		

別紙様式第3

指名競争参加希望調査表（その2）

番号	調査項目	回 答	確認
1	契約事務手続きに対応する人員及び経験年数（3名以下は社内の連絡体制を明記）		
2	サプライヤー（出荷元）の状況（取扱品、相手方業務内容）・及び体制		
3	見積提出期日に対応できる体制（サプライヤーとの取り決め文書）		
4	社内等の検査体制（検査手順書の有無及び検査方法並びに担当人員）		
5	契約事故（納期延期・解約）の発生を防止させるための方策（契約履行管理・方法）		
6	契約不適合処理に対する考え方及び対応要領		
7	契約に関する問題による対応及び不具合事象による対策		

別紙様式第4

指名競争参加希望会社概況表

1 設 立 年 月 日

2 従業員数 人

3 資本金 百万円

4 契約実績

(1) 令和2年度

		一般競争契約、指名競争契約、随 意契約に係る合計件数及び金額		左記のうち、一般競争契約及び指 名競争契約に係る件数及び金額		
中央（防衛装備庁）		件	千円	件	千円	
地方	陸	件	千円	件	千円	
	海	件	千円	件	千円	
	空	2補	件	千円	件	千円
		十支	件	千円	件	千円
		3補	件	千円	件	千円
	4補	件	千円	件	千円	
計		件	千円	件	千円	

(2) 令和3年度

		一般競争契約、指名競争契約、随 意契約に係る合計件数及び金額		左記のうち、一般競争契約及び指 名競争契約に係る件数及び金額		
中央（防衛装備庁）		件	千円	件	千円	
地方	陸	件	千円	件	千円	
	海	件	千円	件	千円	
	空	2補	件	千円	件	千円
		十支	件	千円	件	千円
		3補	件	千円	件	千円
	4補	件	千円	件	千円	
計		件	千円	件	千円	

別紙様式第5
4 補調（分）第 号

会社名
代表者名 殿

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊 第4 補給処
調達部長

令和4年度指名競争入札に係る見積価格計算書について（依頼）

標記について、下記のとおり見積価格計算書（2部）の提出をお願いします。

記

- 1 見積依頼品目：別添見積依頼品目表のとおり。
- 2 見積辞退の場合：第4補給処様式見積書に辞退と明記して1部提出してください。期限内に見積価格計算書が提出できない場合についても、同様に提出してください。
- 3 提出期限：令和 年 月 日（ ）ただし、別添見積依頼品目表において特に示す場合を除く。

提出された見積価格が少額の場合、最低価格を提示された業者を相手方に選定します。

なお、依頼に関する注意事項及び仕様書の閲覧は、第4補給処調達部輸入課の担当者に照会してください。

添付書類：見積依頼品目表